

熱中症を予防しましょう



健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

熱中症予防×コロナ感染防止

マスクの着用により、熱中症のリスクが高まります。

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくな

り、気づかないうちに脱水になるなど、体温調整がしづらくなってしまいます。

暑さを避け、水分を取るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります

体調に応じて、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外すようにしましょう。



マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、喉が渇いていなくても小まめに水分補給を心がけましょう。



「新しい生活様式」における熱中症予防のポイント

熱中症を防ぐためにマスクをはずそう

気温・湿度が高いときは特に注意しましょう

感染症予防

エアコン使用中も小まめに換気しよう

(エアコンを止める必要はありません)

熱中症予防

暑さに備えた体づくりと日頃から体調を管理しよう

- 町営住宅入居者を募集します
- 建設課 管理係 ☎(232)2115
- ◆ 受付期間 8月12日(金)～25日(木)
 - ◆ 入居時期 9月下旬頃
 - ◆ 申込資格
 - 次の全てに当てはまる人
 - ① 町内に住所または勤務先がある人
 - ② 市町村税などの滞納がない人
 - ③ 同居しようとする親族がいる人
 - ④ 世帯収入が収入基準内であること
 - ⑤ 現に住宅に困窮していることが明らかであること
 - ◆ 必要書類
 - ⑥ 世帯に暴力団員がいないこと
 - ⑦ 必要書類などをそろえて、建設課管理係へ直接提出してください。(西部分所では申し込めません)
 - ◆ 申込方法

◆ 収入基準

	原則階層	裁量階層
収入月額	158,000円以下	214,000円以下

※裁量階層：身体障がい者や小学校未就学児がいる場合、全員が60歳以上の場合など

○ 収入の算出方法

収入(月額) = (入居しようとする世帯全員の年間総所得金額 - 控除額) ÷ 12ヵ月

○ 控除額

- ① 同居者控除(38万円)
- ② (非同居者) 扶養控除(38万円)
- ③ 老人扶養控除(10万円)
- ④ 特定扶養親族控除(25万円)
- ⑤ 一般障害者控除(27万円)
- ⑥ 特別障害者控除(40万円)
- ⑦ ひとり親控除(35万円以内)
- ⑧ 基礎控除(10万円以内)

◆ 募集する町営住宅 ※申し込みは1世帯1戸限りです。

住宅名	部屋番号	所在地	間取	面積㎡	月額家賃(予定)	建設年度	構造	学校区
原水	B棟101号	原水2137番地	3LDK	75.0	27,000~53,000	H19	低層耐火1階	菊陽北小学校
	E棟102号		2DK	58.5	21,100~41,500	H20	低層耐火1階	菊陽中学校

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免



税務課 住民税係 ☎(232)4911

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯を対象に、国民健康保険税の減免を行います。詳しくは、フローチャートでご確認ください。

◆ 対象

- ① 新型コロナウイルス感染症により世帯主*が死亡または重とくな傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症により世帯主*の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(事業収入など)の減少が見込まれる世帯

◆ 対象期間

4月1日～令和5年3月31日(金)

◆ 提出書類

国民健康保険税減免申請書

①の世帯の人は、医師の診断書など患を証明する書類

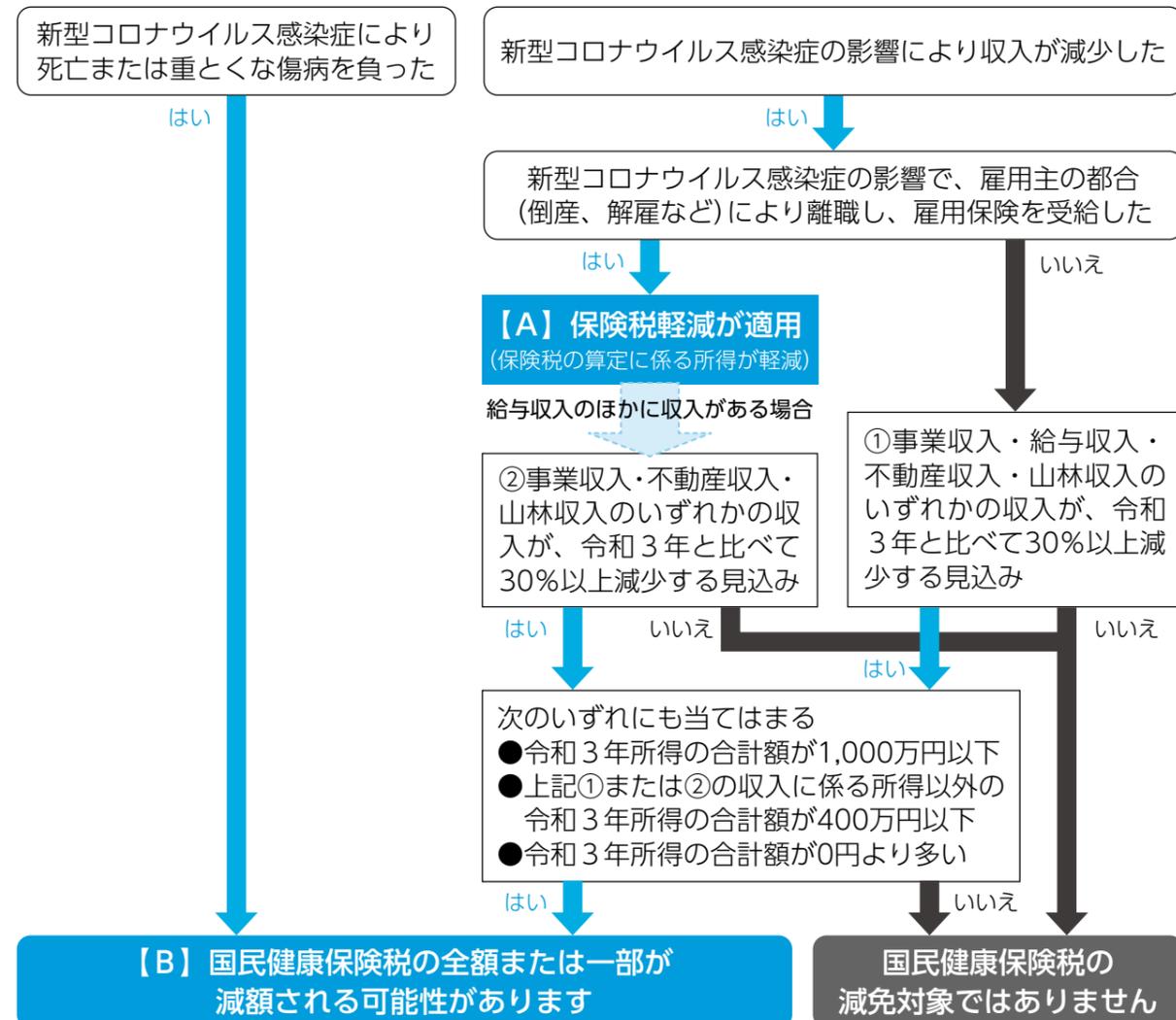
②の世帯の人は収入見込計算書と令和3年の収入が分かるもの

◆ 提出期限 令和5年3月31日(金)

※いかなる理由があっても提出期限を過ぎたの申請は受け付けません。

世帯主*について次の判定フローチャートを確認してください

*基本的に「世帯主」が該当しますが、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計を維持している場合は、その構成員となります。



AまたはBに該当する場合は、税務課へご相談ください